

○追手門学院大学研究倫理規程

2014年3月7日

制定

(前文)

大学は、本来「学問の自由」という理念に基づいて、自由な教育・研究が行なわれる場である。しかし「学問的真理」の名のもとに、不当な差別や抑圧が行なわれた過去の悪しき例も忘れてはならない。また、研究の目的が正当であっても、その過程において基本的人権が軽視されてはならないことも、明らかである。研究者はみずからの研究の目的や手段が、社会的な倫理規範に照らして、曇りなきかを常日頃から自らに問わねばならない。大学は、教育・研究を行なう組織体として、その活動が真に人類の福祉に貢献するものであるかを、衆知を集めて検討し、社会や個人に対してそのことを保証する責任を有する。

われわれはここに「追手門学院大学研究倫理規程」を定め、この責任を果たそうとするものである。

(目的)

第1条 この規程は、追手門学院大学（以下、「本学」という。）の学術研究が、科学的及び社会的規範に照らし社会からの信頼を確保することを目的とし、本学の研究に従事するすべての研究者の遵守すべき倫理規準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における「研究」とは、研究者が科学・文化の諸領域において専門的・学術的・総合的に行なう個人研究や、学内外の諸機関等との共同研究及びプロジェクトによる研究等をいう。

2 この規程における「研究者」とは、本学の専任教職員のみならず、本学の研究活動に従事する者を指し、学生であっても研究に関わる時は「研究者」に準ずるものとする。

3 この規程における資料、情報、データとは、個人の思惟、行動、個人環境、身体等に関わる情報、データ及びヒト由来の試料（血液、体液、組織、細胞、遺伝子、排泄物等）をいう。

4 この規程における「研究費」とは、本学が事業予算として認めた研究費及び研究者が学外から獲得した研究費及び助成金等をいう。

5 この規程における「発表」とは、研究に関わる知見・発見を公表するすべての行為をいう。

(研究者の姿勢)

第3条 研究者は、良心と信念にしたがって、自らの責任で研究を遂行し、不当な圧力により研究成果の客観性を歪めてはならない。

2 研究者は、生命と個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。

3 研究者は、国際的に認められた規範、規約及び条約等、国内の法令、告示及び本学の諸規程を遵守しなければならない。

4 研究者は、他の国・地域及び組織の文化、伝統、慣習、価値観及び規律等の理解に努め、また、性別、人種、思想及び宗教などによる差別を行なってはならない。

(研究者の行動)

第4条 研究者は、自己の研究の及ぶ範囲を自覚し、他分野の研究を尊重するとともに、自己研鑽に努めなければならない。

2 研究者は、共同研究者が対等のパートナーであることを理解し、お互いの学問的立場を尊重しなければならない。

3 研究者は、学生が共同研究者となるときは、学生が不利益を被らないよう十分に配慮しなければならない。

4 研究者は、自己の研究計画について、明瞭に説明しなければならない。

5 研究者は、研究遂行中において、適切な時期に途中経過の報告を行わなければならない。

6 研究者は、資料、情報、データ等の提供者、その他研究に協力する者に対して誠意をもって接しなければならない。

(研究責任者)

第5条 共同研究及びプロジェクトによる研究には、研究責任者を置く。

2 研究責任者は、研究及び研究費の取扱いに関わる不正行為が起らないように指導しなければならない。また、不正行為を知ったときは、適切な措置を講じなければならない。

(資料・情報・データの利用及び管理)

第6条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法で、研究のための資料、情報、データ等を収集しなければならない。

2 研究者は、収集又は作成した資料、情報、データ等の紛失、漏洩、改ざん等を防ぐための適切な措置を講じなければならない。

3 研究者は、収集又は作成した資料、情報、データ等を研究目的以外に使用してはならない。

4 研究者は、収集又は作成した資料、情報、データ等を一定期間保管しなければならない。ただし、法令又は本学の規程等に保存期間の定めのある場合はそれを遵守するものとする。

(インフォームド・コンセント)

第7条 研究者は、人の行動、環境、心身等に関する個人情報等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法、起こりうる不利益について分かりやすく説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。なお、提供者が説明を理解することが困難な場合には、保護者・後見人等、社会的に提供者の代理人として認められる人物の同意を得なければならない。

2 組織、団体等から当該の資料、情報、データ等の提供を受ける場合も前項に準ずるものとする。

3 研究の目的・意義又は方法を事前に説明できない場合には、事後に説明を行なって提供者の承諾を得なければならない。また、提供者に何らかの身体的・精神的苦痛が伴う場合は、事後のカウンセリング等適切な処置により、それらを除去しなければならない。

(個人情報の保護)

第8条 研究者は、プライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した資料、情報、データ等の内、個人を特定できるものは、これを他に漏らしてはならない。

(研究成果の発表)

第9条 研究者は、研究成果を広く社会に還元するために、適切な方法によって発表しなければならない。

2 研究者は、研究成果の発表に際しては、次の各号に留意しなければならない。

(1) データや論拠の信頼性の確保

(2) 捏造、改ざん、剽窃の禁止

3 研究者は、他者の研究成果を引用する際は、適切な表現を心がけなければならない。

4 研究者は、研究に実質関与し、研究内容に責任を有し、研究に貢献したと認められる場合に、適切なオーサーシップを認められる。

5 研究者は、研究成果の発表に際して、オーサーシップや先行研究に十分注意を払い、他者の知的財産を侵害してはならない。

6 研究者は、共同研究者や論文の共著者の権利を尊重し、研究成果の発表に際しては明確な同意を得なければならない。

(研究費の取扱い)

第10条 研究者は、研究費の源泉が、学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団等からの助成金、寄付金等によることを常に留意し、研究費の適正な使用に努め、その負託に応えなければならない。

- 2 研究者は、交付された研究費を当該研究に必要な経費のみに使用しなければならない。
- 3 研究者は、研究費の使用に当っては、法令、本学院の経理規程、当該研究費の使用規定等を遵守しなければならない。

(機器、材料等の安全管理)

第11条 研究活動において、研究装置・機器等及び材料・薬品等を用いるときは、関係法令及び取扱い要領等を遵守し、最終処理まで責任を持って安全管理に努めなければならない。

(他者の業績評価)

第12条 研究者は、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績の評価・検証に関わるときは、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準・審査要項等を遵守し、自己の信念に基づき評価しなければならない。

- 2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用してはならない。また、当該業務に関わる秘密は、これを保持しなければならない。

(本学の責務)

第13条 本学は、研究倫理の保持及び研究の運営・管理が適正に行なわれるために、倫理教育及び啓発活動を行なう。

- 2 本学は、研究倫理に反する行為に対して、適切な措置を講ずる。
- 3 本学は、研究に関して、不当又は不公平な扱いを受けた者からの苦情、相談等に対応する。
- 4 本規程の運用を実効あるものとするため、追手門学院大学研究倫理委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。委員会に関する事項は、別に定める。

(管理責任者)

第14条 本学におけるすべての研究の最高管理責任者は、学長とする。

- 2 最高管理責任者の責務を補佐するために、統括管理責任者を置く。統括管理責任者は副学長とする。

(事務の所管)

第15条 この規程に関する事務は、研究企画課の所管とする。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、大学教育研究評議会の議を経て、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。